

令和8年度 南相馬市地域医療提供体制整備補助金交付候補者公募要領

1 総則

南相馬市地域医療提供体制整備補助金交付（以下「補助金」という。）の募集については、この要領により実施するものとします。

2 制度の趣旨

南相馬市では、市民が安全・安心な医療サービスを受ける体制を整えるため、市内既存の診療所等において耐用年数の経過等により医療機器等の更新が必要な費用のうち、その医療機器等の購入に係る経費の一部を助成します。

3 募集診療科

(1) 医科全般

4 補助対象者の要件

- (1) 市内に診療所等を開設していること。
- (2) 市内で継続して10年以上診療していること。
- (3) 市内で開業している診療所等において、医療機器等の更新を行うこと。
- (4) 相馬郡医師会に加入し、積極的に地域医療に貢献すること。
- (5) 市の行う医療・保健・福祉事業に協力すること。
- (6) 令和9年3月31日までに事業を完了（支払いを含む。）できること。

5 補助対象経費及び補助金の額

次頁の別表をご覧ください。なお、以下の点にご注意ください。

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額で、上限500万円とし、予算の範囲内において交付します。
- (2) この補助金以外の補助金又はこれに類する収入がある場合は、その収入を控除した額を補助対象額とします。
- (3) 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。不明な点がありましたら、お問い合わせください。

別表

		耐用年数の超過等により医療機器等を更新する場合
補助の対象となる医師等の条件	共通事項	(1) 一般社団法人相馬郡医師会に加入し、積極的に地域医療に貢献すること。 (2) 市が行う医療・保健・福祉事業に協力すること。
	個別事項	(1) 市内に診療所等を開設していること。 (2) 市内で継続して10年以上診療していること。 (3) 市内で開設している診療所等において、耐用年数の超過等により医療機器等の更新を行うこと。
補助の対象となる経費		(1) 医療機器等の購入経費 (2) 医療機器等を搬入する際に生じる工事費 (同時に複数の医療機器の更新を認める。)
補助率		2分の1
補助上限額 (1診療所等当たり)		500万円
補助金交付回数の上限 (1診療科当たり)		なし

7 公募申請書の提出

補助金の交付を受けようとする医師等は、公募申込書に必要な書類を添えて提出してください。

(1) 提出書類

- ①南相馬市地域医療提供体制整備補助対象者公募申込書（様式第2号）
- ②開設許可書の写しもしくは受理書の写し
- ③購入する医療機器等の見積書（カタログを含む。）
- ④医療機器等購入等一覧（申請書）（市様式による。）
- ⑤その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※郵送の場合は、令和9年3月31日の消印があるものは有効とします。

(3) 提出部数 1部

(4) 問合せ・提出先

南相馬市健康福祉部健康づくり課

975-0011

福島県南相馬市原町区小川町322-1（原町保健センター）

電話 0244-24-5259

FAX 0244-23-4525

(5) 提出方法

- ① 公募申込書の提出は、原則持参してください。ただし、持参できない場合は郵送でも受け付けますが、郵送する場合は、簡易書留、配達記録等の配達されたことが証明できる方法により郵送してください。
- ② 天災その他やむを得ないと認められる事情がある場合を除き、提出期限内に提出先に到達しなかった公募申込書は無効とします。
- ③ 公募申込書に虚偽の記載又は不備等がある場合は、審査の対象となりません。

8 公募申込書の審査

(1) 審査の方法

補助金交付の候補者(以下「補助金交付候補者」という。)の選定にあたっては、南相馬市地域医療提供体制整備補助金交付候補者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)にて、申請者から提出された応募申込書の内容について書類審査を行い、補助金交付候補者を決定します。

また、審査委員会の議事録及び審査内容については非公開となります。

なお、提出された公募申込書の審査資料は返還しないほか、補助金交付候補者の決定に関わる審査の経過に関する問い合わせについてはお答えできませんのでご了承ください。

(2) 審査結果の通知

市長は、補助金交付候補者となった申請者に対してはその旨を、それ以外の申請者に対しては、補助金交付候補者にならなかった旨を通知します。

なお、補助金交付候補者となった方への通知は、補助金の対象となったことをお知らせするものであり、補助金の交付は別途、南相馬市地域医療提供体制整備補助金交付要綱に基づく所定の手続きを経て正式に決定されることになるのでご注意ください。